平成３０年５月

収税・納税課長
税務課長
県税事務所長
上下水道課長
国保・年金課長
債権管理担当課長
住宅管理課長
公立病院総務課長　殿

一般社団法人 日本経営協会
常務理事・中部本部長　大久保　若穂

徴収担当者必須の民法の知識を習得！

＜名古屋地区＞ＮＯＭＡ行政管理講座開催のご案内　**[平成 30 年 9 月 13 日(木)～14 日(金)]**

徴収事務担当者のための
地方税・公課及びその他の債権の徴収における民法等の適用実務

～具体的な徴収事務シーンを想定した実践解説～

拝啓　時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。本会事業活動には、平素より格別なご支援・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

滞納処分による強制徴収ができる地方税及び公課と滞納処分による強制徴収ができない公営住宅の家賃、水道料金、公立病院の診療費、給食費、各種の貸付金あるいは公の施設の使用料等のその他の債権の徴収事務を行うためには、民法等の規定によるもの、あるいは民法等の考え方に従って処理しなければならないものが多くあります。これらの規定は民法等の知識なしには理解ができず、またその的確な運用もできないものです。

そこで今回、地方税法の総則規定、国税徴収法の規定あるいは地方自治法やその施行令の規定をよりよく理解し、その正確な運用に習熟するための標記講座を下記のとおり開催いたします。

時節柄ご多忙の折とは存じますが、この機会に関係者の方々多数にご参加をお勧め申し上げます。　　敬具

記

日　時：平成30年9月13日（木）　13：00～17：00
　　9月14日（金）　9：30～16：30（計・2日10H）

会　場：NHK 名古屋放送センタービル内教室

講　師：税理士・不動産鑑定士　杉之内　孝司　氏

参加料（負担金　1名につき）

	負担金	消費税等	合　計
NOMA会員	29,000 円	2,320 円	31,320 円
一　　般	32,000 円	2,560 円	34,560 円

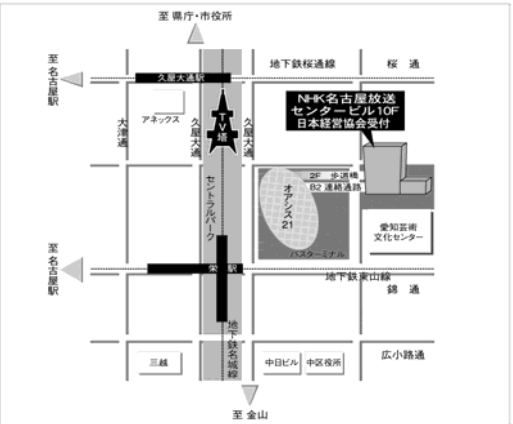

【JR・名鉄・近鉄の名古屋駅より】
地下鉄東山線(4分)栄駅より徒歩5分
地下鉄桜通線(5分)久屋大通駅より徒歩8分

【中部国際空港より】
名鉄(25分)金山駅(乗換)地下鉄名城線(7分)栄駅より徒歩5分

※地下鉄駅からは、地下街、オアシス21経由でNHKビルに直通

申込方法：裏面の申込書に必要事項をご記入の上、FAX等で下記へお申し込みください。折り返し、「参加券」と「振込口座名を記載した請求書」を、ご派遣責任者宛にお送りします。

・電話予約も受け付けております。
　その他ご不明な点は下記までお問い合わせください。
・負担金は原則開催日の 3 営業日前までに銀行振込にてお納めください。
　経理処理等の都合で遅れる場合は事前にご連絡ください。
・負担金は返却いたしかねますので、ご参加申込の方のご都合が悪くなられた場合は、代理の方にご出席いただきますようお願いいたします。
・領収書は「振込金受領書」をもって代えさせていただきます。必要な場合はご連絡下さい。

キャンセル：お申し込み後、キャンセルされる場合は必ず事前（3 営業日前まで）にご連絡下さい。
開催日の 3 営業日前～前日までのキャンセルは受講料の 30%、開催日当日のキャンセルは 100%をキャンセル料として申し受けます。なお、当日までに連絡なくご欠席の場合も、100%のキャンセル料となりますので、あらかじめご了承ください。

ご宿泊（ご参考）：本会では宿泊手配（予約）はいたしませんので、直接ホテルへお申込みくださいますようお願いいたします。
※ご予約の際に、日本経営協会からの紹介であることをお申し出いただきますと、宿泊料金の割引がございます
※ホテルの宿泊料・割引等は事前にフロントにお確かめください（時期によって変動がございます）

ホテル名	シングル客室料金（ご参考）	交通	ホテル電話
東京第一ホテル錦	11,000 円～13,000 円（15～20%割引有）	地下鉄栄駅より徒歩 3 分	052-955-1001
ベストウェスタンホテル名古屋	7,000　円～	地下鉄栄駅より徒歩 4 分	052-263-3411

お問合せ：　一般社団法人日本経営協会　中部本部　企画研修ｸﾞﾙｰﾌﾟ（担当：松尾・里見）
お申込先　〒461-0005　名古屋市東区東桜 1-13-3　NHK 名古屋放送センタービル 10F
TEL (052)957-4172　FAX (052)952-7418　ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　http://www.noma.or.jp/chubu/
※お問合せは、平日の９：１５～１７：１５にお願いいたします。

◆講義項目◆　　※本講座は庁内での研修が可能です。担当までご一報ください。

1　自治体債権の分類
1. 地方税
2. 公課
3. 公法上の債権（公的債権）
4. 私法上の債権（私的債権）
5. 公法上の債権と私法上の債権を区分する理由

2　相続
1. 相続による権利義務の承継
2. 単純承認・相続放棄・限定承認
3. 相続分による納付義務・履行義務の承継
4. 相続人からの徴収の手続
5. 遺産の分割と納付責任
6. 相続財産法人の制度

3　連帯債務と連帯納付義務
1. 連帯債務の意義とその機能
2. 連帯納付義務における連帯債務の規定の準用
3. 連帯納付義務者からの徴収の方法
4. 分割納付申請による持分相当額の分割納付
5. 土地家屋の共有者に対する滞納処分
6. 相続人が複数人ある場合の固定資産税の課税と滞納処分
7. 公共下水道受益者負担金・分担金の連帯納付義務
8. 夫婦の日常家事債務の連帯責任

4　債権の消滅時効
1. 時効の意義と時効が認められる理由
2. 時効の起算日と時効期間
3. 各種債権の時効の絶対的効力と相対的効力
4. 時効の中断と各種債権の時効の中断事由
5. 時効で準用される民法の規定

5　不当利得返還請求権と還付請求権

6　書類の送達と公示送達
1. 書類の送達に関する地方税法・地方自治法の規定
2. 送達によって効力が発生する書類
3. 到達主義
4. 意思表示の受領能力
5. 送達の推定
6. 公示送達

7　物的担保と人的担保
1. 物的担保
2. 人的担保としての保証
3. 公営住宅の家賃その他の連帯保証

8　破産手続等と債権の届出等
1. 強制換価手続
2. 破産手続
3. 民事再生手続

9　第三者の納付とその代位
1. 第三者の債務の弁済
2. 弁済者の代位
3. 地方税の第三者納付と代位

10　相殺
1. 相殺の意義とその要件
2. 相殺の方法と相殺の効力
3. 地方団体の徴収金に関する相殺
4. 還付金の充当
5. 滞納処分としての債権の差押と相殺

11　弁済の充当
1. 弁済の充当の意義
2. 指定による弁済の充当
3. 法定充当
4. 私的債権の充当
5. 地方税法における充当の規定

12　期限の利益と期限の利益の喪失
1. 期限の利益の意義
2. 期限の利益の喪失
3. 期限の利益の喪失約款
4. 地方税法その他における期限の利益とその喪失の規定

13　供託
1. 供託の意義とその機能
2. 地方団体が供託する場合
3. 債権差押と第三債務者の供託及びその対応

14　滞納処分による債権差押と債権譲渡
1. 民法上の債権と国税徴収法上の債権
2. 債権譲渡
3. 指名債権譲渡の対抗要件
4. 債権譲渡と差押の優劣
5. 債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例

15　法定地上権等
1. 民法の法定地上権
2. 民事執行法の法定地上権
3. 仮登記担保契約に関する法律の法定賃借権
4. 国税徴収法の法定地上権と法定賃借権

16　抵当権と根抵当権

【講師紹介】税理士･不動産鑑定士　杉之内　孝司　氏

1970 年 3 月早稲田大学大学院法学研究科卒業。1970 年 4 月東京都庁入庁。千代田区役所、主税局各都税事務所にて条令･規則の起案、地方税の賦課徴収事務等に従事。1996 年 6 月東京都庁退職。杉之内税務不動産鑑定事務所を設立、日本経営協会各本部を中心に、研修講師も勤める。

＜著　書＞
「地方税滞納整理の理論と実務」、「地方税･公課徴収事務入門」、「基礎からわかる固定資産税実務講座」(株)ぎょうせい、「地方税徴収に係る民法等の適用」時事通信社、「よくわかる地方税」東京法令出版(株)

＜　連　載＞
「不動産の取得･保有の税務」、「差押物件の発見及び差押手続」、「市町村税徴収に係る民法等の適用」、「地方税法総則―基礎から実務まで」、「税外債権の滞納整理―徴収一元化に向けて」時事通信社連載完了「管理監督者と一般職員のための滞納整理」時事通信社連載中

◇自治体向け専用コンサルティングサイト「地方税.net」開設中　HP アドレス http://www.tainouseiri.net

※研修当日は地方税･公課の徴収事務に従事する皆様は地方税法の法律編と国税徴収法が収録されたものを、地方税･公課以外のその他の債権の徴収事務に従事する皆様は地方自治法とその施行令が収録された法規集を持参してください。

日本経営協会・中部本部（松尾）　行　　ＦＡＸ（０５２）９５２－７４１８

□日本経営協会会員　□一　般　（該当する方にレ印を付けて下さい）

60010954「地方税・公課及びその他の債権の徴収における民法等の適用実務」講座　H30/9.13-14

ふりがな 団体名		TEL Fax	（　　）　－ （　　）　－	ご派遣責任者（ご連絡担当） 所属・役職名
所在地	〒			氏名 印
No.	フリガナ 参加者氏名	所属・役職	担当経験年数	メールアドレス
			年 月	＜通信欄＞
			年 月	
			年 月	

※ご請求書の宛名についてお知らせください　【 □団体名と同じ・ □異なる（宛名　　）】

太枠内にご記入ください。4 名様以上でお申込の場合は、別紙等に記載しあわせてお送りいただくか、複写してご利用ください。

※参加申込書にご記入いただいた情報は、以下の目的に使用させていただきます。

①参加券や請求書の発送などの事務処理　②セミナーなど本会事業のご案内　なお②がご不要の場合は、右□にチェックしてください。　□